特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	うるま市障害者等日常生活用具給付事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、日常生活用具給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和7年10月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	うるま市障害者等日常生活用具給付事業					
②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) うるま市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱(平成21年告示第44号。以下「要綱」という。)に基づき、在宅の障がい者(児)及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や入浴補助用具等の日常生活用具を給付する。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 要綱第6条の規定による日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務・障害者手帳の把握による対象者照合・収入状況(市県民税課税状況、生活保護関係)の把握による利用者負担額等算出及び支給決定					
③システムの名称	・既存障害者福祉システム→総合福祉WEL+ ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

日常生活用具情報ファイル

3. 個人番号の利用

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第2項 ・うるま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 法令上の根拠

号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年うるま市条例第36号)(以下「条例」とい う。)第4条 別表第1の10の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・条例第4条 別表第2の11の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署		うるま市 福祉部 障がい福祉課		
	②所属長の役職名	障がい福祉課長		

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	うるま市役所 総務部 総務政策課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-973-0606
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 うるま市役所 福祉部 障がい福祉課 給付係 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL:098-979-8780 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数 					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和7年10月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ・ 2)十分である 3)課題が残され・		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され・		
5. 特定個人情報の提供・移転	☑(委託や情報提供ネットワ·	一クシステムを通	じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ [・] 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	I]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ [・] 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	く選択肢>
判断の根拠	うにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードとICカードによる二要素認証によって限定しており、 また、業務別に操作権限の設定を行っている。以上により、権限のない者(元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

发天间门							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		